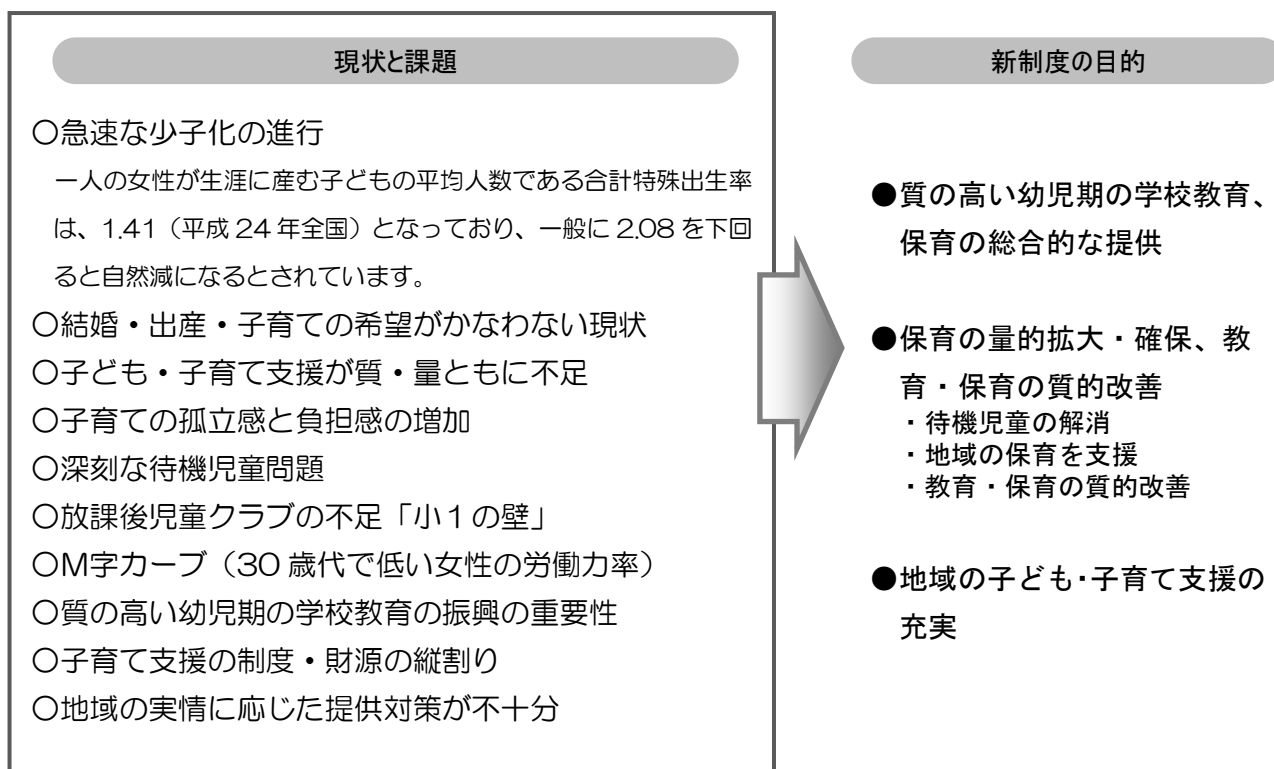


# 子ども・子育て支援新制度について

## 1. 国の少子化対策を巡る動き

### ①子育てをめぐる現状と課題



一人で子育てをしていて、地域で相談できる人はいないかな…

質の高い教育・保育を受けさせたいなあ…

保育所に預けられなくて、困ったわ…

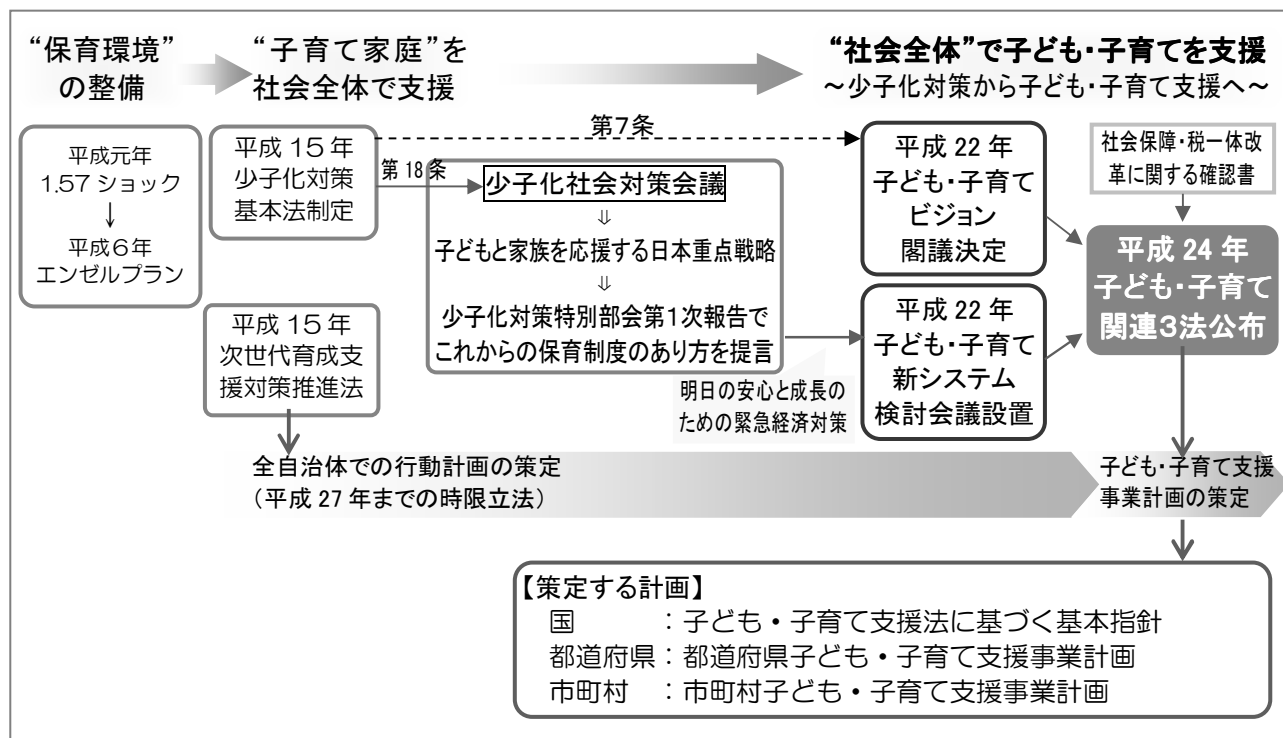


## ②国における子ども・子育て支援関連の動向

今までの子育て支援は、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、“子どもを生きやすい・育てやすい環境づくり”という、子どもを生き育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。しかし、この間に少子化はとどまることはありませんでした。

それを受け、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、同月に公布されました。

この関連 3 法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくとするものです。



### ③「子ども・子育て関連3法」（平成24年8月成立）

#### 【3法の趣旨】

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

#### 【3法の主なポイント】

##### 子ども子育て支援法

#### ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

すべての子どもに良質な生育環境を保障することを目的とし、国が保護者に対して子どもへの教育・保育サービスに充てるお金として財政支援を行う仕組みのことで、

※この場合の給付とは、保護者へお金が支払われるのではなく、国（自治体）が教育・保育サービスを提供する事業者へ給付を支払い（「代理受理」という）、事業者はその給付額を差し引いた形で保護者からサービスの利用料金を徴収することとなります。

#### ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

上の施設型給付、地域型保育給付が全国統一の基準に則り、各市町村で提供されるサービスであるのに対し、「地域子ども・子育て支援事業」（地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、一時預かり事業、放課後児童クラブなど）は、市町村が地域の実情に応じて実施するサービスです。

##### 認定こども園法の一部改正法

#### ○認定こども園制度の改善

これまでの制度では、幼稚園機能と保育機能に対してそれぞれに認可が必要でしたが、認定こども園法に基づく単一の施設として、単一の認可のみでよくなり、財政措置も一本化され、運営負担が軽減されることとなります。

※認定こども園とは、保護者の働き方に関係なく、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設です。

##### 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法、内閣府設置法など、55の関係法律について規定を整備します。

## ■施設型給付、地域型保育給付の内容

### 施設型給付

：教育・保育サービスのうち認定こども園、幼稚園、保育所を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

これまで、認可保育所や幼稚園など、施設によって異なっていた財政支援がこの施設型給付に統合され、教育・保育サービスの一本化した運営が期待されています。

また、これまで認可外とされていた保育所も、一定の基準を満たせば施設型給付の対象となり、財政支援安定化によって保育施設の量的拡充につながると考えられています。

### 地域型保育給付

：市町村が運営（委託）する「地域型保育事業」を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

都市部でも比較的設置が容易で、かつ3歳未満児に重点をおいた小規模な保育施設を増やすことで、待機児童数の解消が期待されています。

#### ～地域型保育事業の種類～

小規模保育（利用定員6人以上 19人以下の小規模な施設での保育サービス）

家庭的保育（利用定員5人以下で、保育士などの家庭的保育者の居宅その他の場所での保育サービス）

居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス（ベビーシッター））

事業所内保育（従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもも対象にした保育サービス）

#### ～地域型保育事業の位置づけ～



## 【3法で規定される新制度推進のための体制】

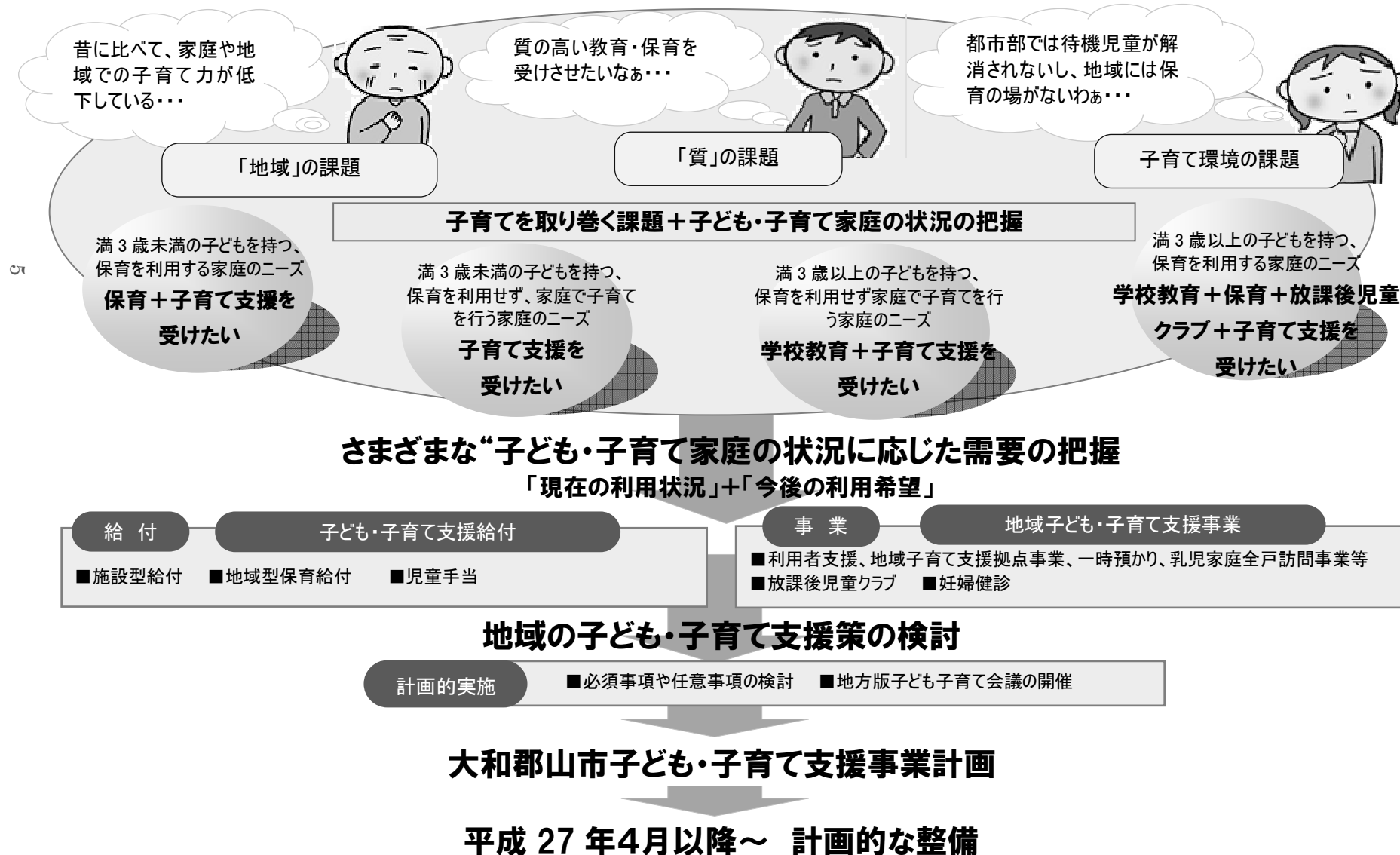
- 市町村が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 政府の推進体制
- 子ども・子育て会議の設置

新制度では市町村の基礎的自治体としての権限と責任が大幅に強化されました。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村がそれぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供ができるようになります。

## 2. 「子ども・子育て支援」の概要

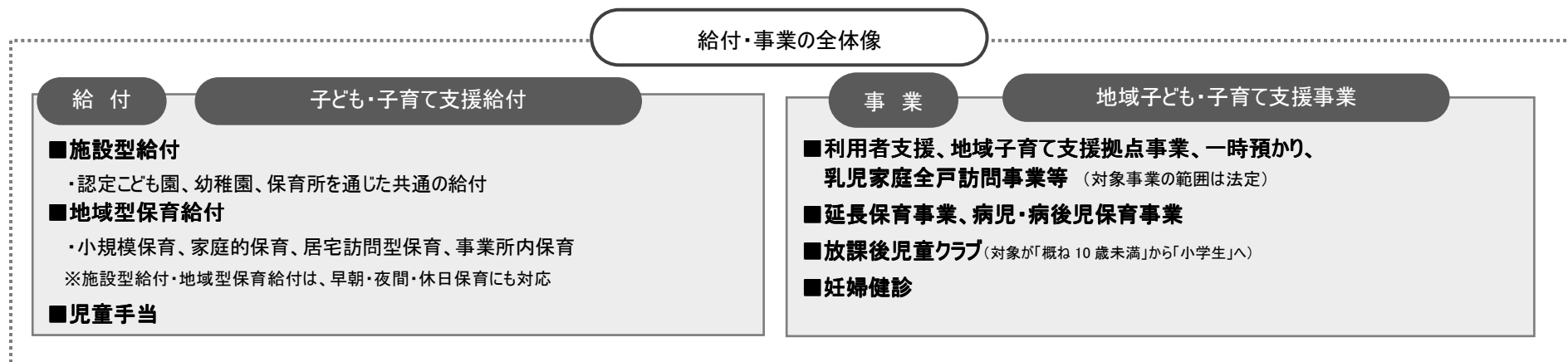
# 子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策の検討



### 3. 「子ども・子育て」ニーズ調査について

## 教育・保育における「量」の把握と「質」の向上をめざす

調査で把握する内容は下記の給付サービスと実施事業になります。



#### ■調査目的

家庭の状況に応じた教育・保育ニーズを把握し、今後の需要を見込むために実施します。

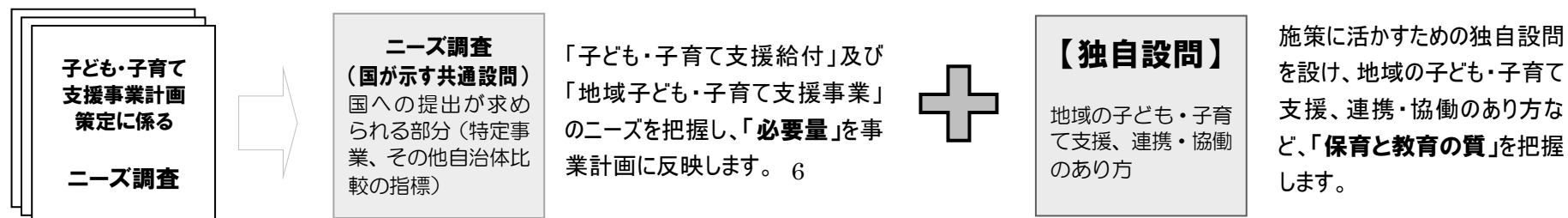
#### ■調査対象

就学前児童の保護者 1,500人  
小学生児童の保護者 1,500人

#### ■調査方法

郵送による配布・回収

#### ■調査票の構成（就学前児童、小学生児童用アンケート）



## 4. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

### 子ども・子育て支援の意義

- ◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

### 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）
- ◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

### 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- ◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- ◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望
- ◎市町村間の調整、県との協議・調整について

### 必須記載事項

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 任意記載事項

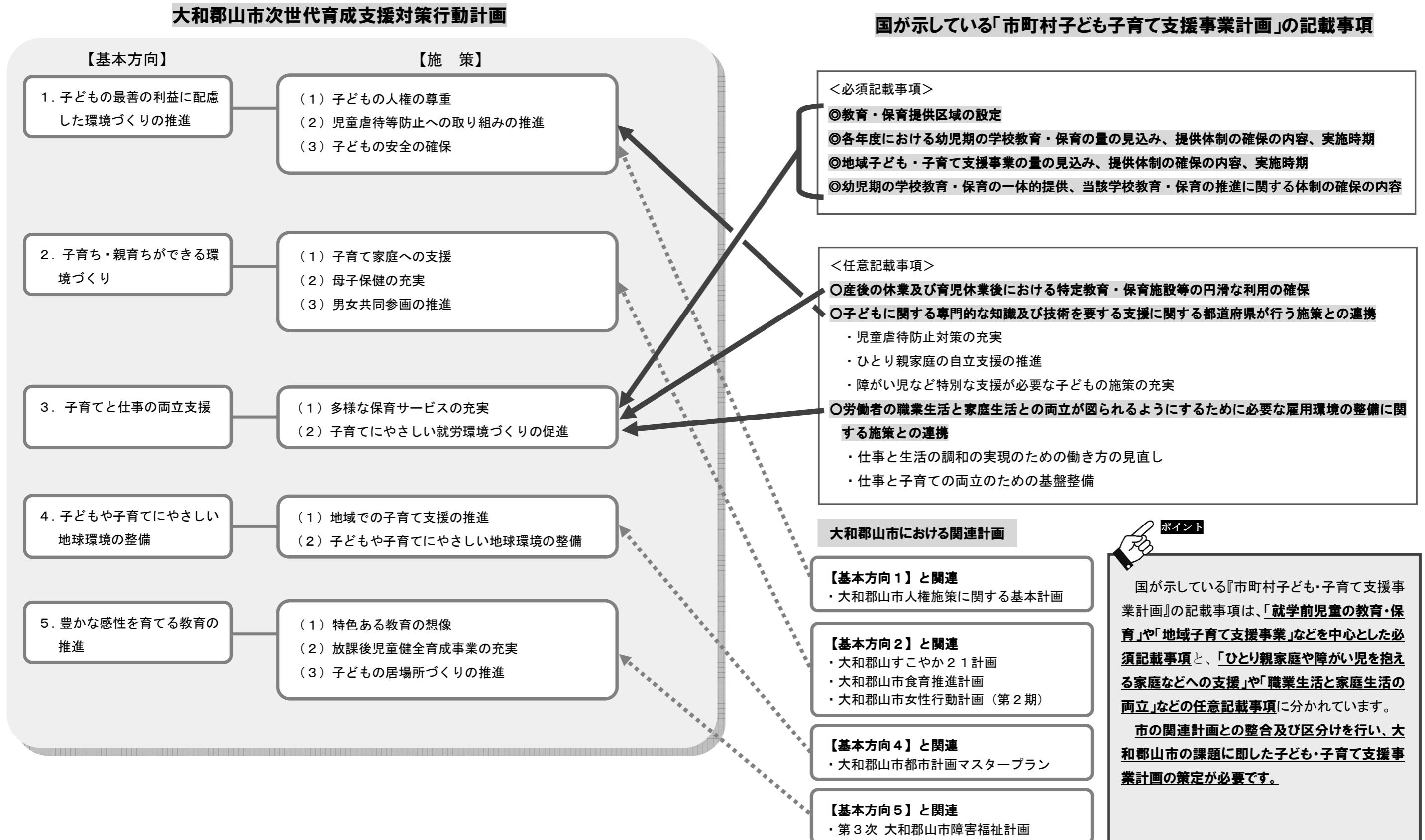
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
  - ・児童虐待防止対策の充実
  - ・ひとり親家庭の自立支援の推進
  - ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
  - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

### 計画の推進にあたって

- 計画の推進への定期的な点検・評価について
- 地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について

## 5. 「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画(平成22年度～平成26年度)」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」の関連

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への移行に向けては、現行計画である「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」の内容を踏まえつつ、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていくことが必要です。





## 6. 子ども・子育て会議の役割について

### ① 法的性格

子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関です。

### ② 子ども・子育て支援法による義務

- i 特定教育・保育施設<sup>※</sup>の利用定員を定めようとするとき（県への事前協議も義務）
- ii 特定地域型保育事業<sup>※</sup>の利用定員を定めようとするとき
- iii 子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき（県への事前協議も義務）

### ③ 国が期待する役割

子ども・子育て支援等の関係者が政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを、一連の調査・策定等の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たします。

#### 【検討事項】

- ・潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・現行の計画について見直すべき部分はないか

※特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所を指す

※特定地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指す